

## 諸外国における劇場・音楽堂の現状

	イタリア	フランス		イギリス	アメリカ
		オペラ以外	オペラ		
文化政策の動向	○各劇場の自立性を高めるため、1996年から3年の間に、オペラ自治法人に属する劇場を中心に、財団への移行を図るなど、劇場民営化の動きがある。 (民営化の動き) オペラ自治法人→オペラ・交響楽財団 地方自治体所有の伝統的オペラ劇場→財団化	○芸術家や芸術団体が、王家や貴族などの庇護の下にあった王制時代から、フランス革命を経て、その多くが公的なものとなり、国が直接補助金を出す伝統が確立された。また、フランス革命以前の比較的早い時期からパリに文化機関・施設が集中していた。 ○1959年に、文部省から文化省(現在の文化・通信省)が独立して以降、一般市民への芸術文化の普及が進められ、1970年代には文化省の地方支分部局が全州に設置された。1980年代には、国と地方公共団体の間に「パートナー」としての協力関係を築く「契約化政策」が進められ、フランスにおける文化政策の地方分権化の取組が進められてきた。		○他国より早く市民革命を達成し、王家の力が制限されたため、芸術文化は王家や貴族による庇護という色彩は薄く、富裕な市民層に支えられてきた。 ○このような背景から、英国における文化行政は、芸術文化活動と一定の距離を保ち、その自主性を尊重するという「アームス・レングスの原則」の精神に基づき、芸術評議会(Arts Council)等の中間的な組織を通じた芸術振興を行っている。	○伝統的にアメリカにおいては政府、特に連邦政府の持つ機能を限定しようとする傾向がある。また、民間の個人や団体による援助活動などが従来から定着している。このため、連邦政府には文化行政担当の省庁は設置されていない。
劇場・音楽堂に関する法令の有無	○有り ※詳細別紙 ・1967年法律第14号(Legge 14 agosto 1967, n. 800)	○有り ※詳細別紙 ・舞台芸術における地方分権化の契約に関する1972年10月2日付け政令72-904号 ・舞台芸術における地方分権化に関する決定事項1995年2月23日付け省令	○無し	○無し	○無し
劇場・音楽堂の種類、数及び組織	○オペラ-交響楽財団 14団体 《1967年法律第14号に規定有り》 <役割> ・音楽芸術の普及、オペラ・バレエ・コンサートの上演 <組織> ・総裁、監督、芸術監督、運営委員会、監査委員会を置く。 <運営主体> ・財団 <専属の芸術団体> ・有り(オーケストラ及び合唱団)  ○伝統的オペラ劇場 28団体 《1967年法律第14号に規定有り》 <役割> ・地域における音楽活動の促進及び調整、地域における芸術的・音楽的な伝統に係る活動の実施 <組織> ・法令上の規定はなく、組織形態は多様。 <運営主体> ・コムネが大半。その他、民営化(財団化)した劇場では、財団(通常、市長が総裁となっている等、地方自治体が深く関与している財団)が運営。  ○オーケストラ・コンサート機関 13団体 《1967年法律第14号に規定有り》 <役割> ・地域における音楽活動の促進及び調整 <組織> ・法令上の規定はなく、組織形態は多様。  (2011年)	○国立劇場 5団体 《法令の規定無し》 <役割> ・芸術の創造と普及 <組織>(コメディ・フランスの場合) ・総裁、事務局長、芸術監督、舞台技術者等 <運営主体> ・国(商業的公的施設法人) <専属の芸術団体>(コメディ・フランスの場合) ・有り(俳優)  ○国立演劇センター 38団体 (Centres dramatiques nationaux; CDN) 《1972年10月2日付け政令72-904号に規定有り》 《1995年2月23日付け省令に規定有り》 <役割> ・演劇の創造と普及 ※国主導により創設 <組織> ・ディレクター ※国立演劇センターの使命、組織、ディレクターの任命に関して法令に規定有り。 《1972年10月2日付け政令72-904号》 《1995年2月23日付け省令》 <運営主体> ・有限会社、共同経営会社、株式会社、地方混合資本株式会社、非営利協会 <専属の芸術団体> ・有り(ディレクターの保有する舞台興行会社の3分の1以上の従業員は役者でなければならない。) 《1995年2月23日付け省令第9条》  ○舞台芸術全般の公演のための国の施設 70施設 (Scène Nationale; SN) 《法令の規定無し》 <役割> ・演劇、サーカス、ダンス、音楽、人形劇、映画上演等の分野で施設を持たないカンパニーに上演の場を提供。以下の3つのミッションが課されている。	○パリ・オペラ座 1団体 <役割> ・大衆のためのオペラの提供、伝統的技術の保持及び専門家の教育・育成 <組織> ・総裁、オーケストラ監督、バレエ監督、合唱監督、舞台技術者等 <運営主体> ・国(商業的公的施設法人) <専属の芸術団体> ・有り(オーケストラ、バレエ団及び合唱団)  ○地方自治体が所有する劇場 18施設 (注:フランスオペラ協議会加盟の劇場のみ) ・組織や運営の在り方は各施設により異なる。  ○民間事業者が所有する劇場 5施設 (注:フランスオペラ協議会加盟の劇場のみ) ・組織や運営の在り方は各施設により異なる。  (2011年)	・専属の文化芸術団体を有し、創造活動を行う劇場もあれば、専属の文化芸術団体を持たず、貸し館を行っている劇場もあるなど、形態は様々である。  ○公立の劇場・コンサートホール 924施設(2009年) ※イングランド内のみ  【ロイヤルオペラハウス】 <組織> ・理事会、総裁、音楽監督、ロイヤル・バレエ芸術監督、技術監督等 <運営主体> ・非営利法人(Charity) <専属の芸術団体> ・有り(オペラ団体及びバレエ団)  ○非営利プロフェッショナル劇場 (Nonprofit professional theatres) 262団体(2009年)  【リンカーンセンター】 <組織> ・理事会、コンサートホール部門(管理、チケット、舞台)等 <専属の芸術団体> ・有り(オペラ団体(メトロポリタンオペラ)、バレエ団、オーケストラ、その他教育機関等11団体)  ○オペラアメリカ・メンバー会社 (OPERA America professional member companies) 84団体(2009年)  【メトロポリタンオペラ】 <組織> ・理事会、総裁、芸術監督等 <専属の芸術団体> ・有り(オーケストラ、合唱団、バレエ団)  ○ブロードウェイ劇場 40施設 (2011年)	

	イタリア	フランス	イギリス	アメリカ	
		①国の芸術制作の場となること ②芸術形式の普及上演を図ること ③地域における文化の発展運動に参入すること ※これらのミッションは、「SN及びそれらの目標達成計画に関する1997年4月30日通達」及び「目標達成計画に関する1998年1月8日通達」に明記 <組織> ・ディレクター <運営主体> ・大半が非営利協会。有限会社、地方混合資本株式会社も若干ある。 <専属の芸術団体> ・無し (2011年) ○国の助成を受ける芸術団体 610 (2009年) ※フランス文化・通信省より助成を受けた団体 ※各団体が劇場を有するかは団体により異なる。			
劇場・音楽堂 に対する助成	○オペラ・交響楽財団 【スカラ座】 ・国 69.7% ・州 4.0% ・県 0.2% ・コムーネ 10.4% ・民間 24.7% (2002年) ○伝統的オペラ劇場 【フェラーラ歌劇場】 ・国 21.1% ・州 1.3% ・県 0.0% ・コムーネ 77.6% ・民間 0.0% (2003年) ※上記の他、オーケストラ・コンサート機関、法律に規定のない「一般的オペラ劇場」「常設劇場」を含めた5分類が、芸術公演単一基金 (FUS) による助成の対象となっている。	○国立劇場 ・国：7,170万ユーロ (2009年) ○国立演劇センター ・国：5,990万ユーロ ・地方：4,660万ユーロ (2009年) ○舞台芸術全般の公演のための国の施設 ・国：5,424万ユーロ ・地方：1億1,480万ユーロ 等 (2009年) ○国の助成を受ける芸術団体 ・610団体への国からの助成総額：2,680万ユーロ (2009年)	○パリ・オペラ座 ・国：1億460万ユーロ (2009年) ○地方自治体が所有する劇場 ・国や地方からの助成の割合は各劇場によって異なる。 ○民間事業者が所有する劇場 ・国や地方からの助成の割合は各劇場によって異なるが、多くは当地の地方自治体や企業メセナなどからの助成を受ける。	【ロイヤルオペラハウス】 ・アーツカウンシル・イングランド £28.0m ・チケット収入 £35.5m ・寄附、遺贈等 £20.3m ・商業的取引、ツアー興業等 £20.6m ・スポンサー収入 £2.1m ・その他 £0.2m (2009-2010年) ※イングランドの劇場のうち15%がアーツカウンシル・イングランドによる助成を受けている。	【リンカーンセンター】 ・寄附金 (助成含む) 2億6516万ドル 連邦政府：36万ドル、州：15万ドル、市：88万ドル、個人寄附：1億7327万ドル ・チケット収入 2億2280万ドル ・ホール貸出 2562万ドル 等 (2008-2009年) 【メトロポリタンオペラ】 ・寄付金 (助成含む) 1億2730万ドル 個人寄附 1億820万ドル 企業・団体からの寄附 1580万ドル 政府機関 (NEA 等) 320万ドル ・チケット収入 9310万ドル 等 (2009年)

【参考文献】

- ・ (社) 日本芸能実演家団体協議会「社会の活力と創造的な発展をつくりだす劇場法 (仮称) の提言」 (2009年)
- ・ みずほ総合研究所株式会社「平成14年度 海外の劇場調査「主要各国の文化政策と主要劇場の実態調査」」 (2003年)
- ・ 大月淳「科学研究費補助金研究成果報告書 イタリアの地域における劇場のあり方に関する研究」 (2009年)
- ・ クサビエ・グレフ「フランスの文化政策 芸術作品の創造と文化的実践」 (2007年)
- ・ 財団法人自治体国際化協会「CLAIR REPORT No. 360 フランスの文化政策」 (2011年)
- ・ 在イタリア日本国大使館、在フランス日本国大使館、在英国日本国大使館、在ニューヨーク日本国総領事館による調査 (2011年)
- ・ 文部省「平成12年度 我が国の文教施策」 (2000年)

## イタリアにおける劇場、音楽堂の関係法律

〔法律名〕 'Legge 14 agosto 1967, n.800'

「オペラ自治法人と音楽活動に関する新たな規定」

〔法律の構成〕

### 第1章 総則

1. 法律の基本理念と目的
2. オペラと音楽活動を助成するための基金
3. 音楽のための中央委員会
4. オペラ・音楽活動とそのラジオ・テレビ放送との間の調整

### 第2章 オペラ自治法人及び類似のコンサート機関

5. オペラ自治法人の法的性質と目的
6. オペラ自治法人及び類似のコンサート機関
7. スカラ座
8. プロフェッショナル育成センター
9. 法人の組織
10. 総裁
11. 監督
12. 芸術監督
13. 運営委員会とその構成
14. 運営委員会の職務
15. 監査委員会
16. 法人の収入
17. 法人の予算
18. 活動計画
19. 割引価格での公演
20. 各法人の活動の連携・調整
21. 州の中での活動の調整
22. 国の拠出金の分配
23. 劇場と施設
24. 国内の新作に対する優遇措置
25. 法人の定款

### 第3章 国内外での音楽活動

26. 総則
27. オペラの公演のための計画
28. 伝統劇場とオーケストラコンサート機関

- 29. 公演のプログラム
- 30. 割引価格での公演
- 31. オペラ活動のための助成金と優遇措置
- 32. コンサート活動とその助成
- 33. 海外におけるオペラとコンサートの公演
- 34. 海外における公演のための助成
- 35. 助成を受けた公演の運営
- 36. 国内及び国際フェスティバル
- 37. コンクール、実験的な活動、連続プログラム
- 38. 国の新作と最新作
- 39. 助成金の精算
- 40. 特別基金
- 41.
- 42. オペラ企業のリスト
- 43.
- 44. 企業登録のための手続
- 45. 企業登録の抹消
- 46. 付与される助成金や拠出金の公表

#### **第4章 芸術スタッフの雇用契約**

- 47. 芸術スタッフ名簿
- 48. 芸術スタッフの雇用
- 49. 罰則

#### **経過措置と財政上の規定**

- 50. 実施のための規則
- 51. 法人組織の廃止と設置
- 52. 保証金
- 53. オペラ自治法人及び類似の機関の従前の赤字の整理
- 54. 法令の廃止

## フランスにおける「国立演劇センター」に係る政令・省令

### 舞台芸術における地方分権化の契約に関する 1972 年 10 月 2 日付政令 72-904 号

(内容)

- 国は、国立演劇センターのディレクターと、最長で3年の契約を締結することができる。契約は1年の延長が可能であり、更新することができる。(第1条)
- 経済・財務大臣、文化大臣、経済・財務大臣付特命担当大臣(予算)は、この政令の実行に責任を持つ。(第4条)

### 舞台芸術における地方分権化に関する決定事項 1995 年 2 月 23 日付省令

(目次)

- ・ 序文
- ・ 第1章 公益の使命 <第1～4条>
- ・ 第2章 国立演劇センターの芸術活動について
  - 第1節 総則 <第5～15条>
  - 第2節 各論 <第16～18条>
- ・ 第3章 運営について <第19～第33条>
- ・ 第4章 補助金について <第34条～38条>
- ・ 第5章 ディレクターの雇用契約について <第39～44条>
- ・ 附則 <第45条>